

瀬木比呂志

せぎ・ひろし

1954（昭和29）年、愛知県生れ。東京大学法学部卒。1979年より裁判官。東京地裁、最高裁等に勤務。米留学。2012（平成24）年明治大学法科大学院教授に転身。2017年度中は滞米在外研究。著書に『絶望の裁判所』『ニッポンの裁判』（各講談社現代新書）、『リベラルアーツの学び方』（ディスカヴァー 21）、『黒い巨塔 最高裁判所』（講談社）の他、筆名（関根牧彦）による4冊の書物と、『民事保全法〔新訂版〕』『民事訴訟の本質と諸相』『ケース演習 民事訴訟実務と法的思考』（各日本評論社）等の専門書がある。『ニッポンの裁判』で第2回城山三郎賞を受賞。

清水 潔

しみず・きよし

1958（昭和33）年、東京都生れ。ジャーナリスト。新潮社「FOCUS」編集部を経て、日本テレビ報道局記者・解説委員。2014（平成26）年、『殺人犯はそこにいる——隠蔽された北関東連続幼女誘拐殺人事件』で新潮ドキュメント賞、日本推理作家協会賞（評論その他の部門）を受賞。同書は2016年に「文庫X」としても話題になる。著書に『桶川ストーカー殺人事件——遺言』（新潮文庫）、『騙されてたまるか——調査報道の裏側』（新潮新書）、『「南京事件」を調査せよ』（文藝春秋）がある。

裁判所の正体

さいばんしょのしょうたい
法服を着た役人たち
ほうふくをきたやくにんたち

発行 2017.5.20

2刷 2017.6.10

著者

瀬木比呂志

せぎ・ひろし

清水 潔

しみず・きよし

発行者 佐藤隆信



発行所 株式会社新潮社

〒162-8711 東京都新宿区矢来町7-1

電話 編集部 03-3266-5611

読者係 03-3266-5111

<http://www.shinchosha.co.jp>

印刷所 株式会社三秀舎

製本所 株式会社大進堂

乱丁・落丁本は、
ご面倒ですが小社読者係宛お送り下さい。
送料小社負担にてお取替いたします。
価格はカバーに表示してあります。

©Hiroshi Segi, Kiyoshi Shimizu 2017.

Printed in Japan

ISBN978-4-10-440503-9 C0095

清水 本当に何もしてない人が逮捕されないでしょ、という意識が強いですね。

瀬木 『ニッポンの裁判』の感想でも、「冤罪なんて遠い世界の出来事だと思っていたけど、違うよ
うだ。恐ろしい」というのは多いですね。

これまでの日本では、どちらかといえば、民事のほうがまだしも裁判官が真摯に裁判に取り組ん
でいる傾向が強くて、人の運命をより決定的に変えてしまう刑事のほうが、むしろ、本来の裁判の
あるべき要請以外のもので動いている、結論が出ているという感じがします。

恵庭OL殺人事件も、元刑事裁判官である弁護士が途中から弁護団に加わられたんですけど、地
裁の再審請求却下決定のずさんさに激怒されて、「瀬木元判事が裁判所のあり方を厳しく批判して
いる。自分は、彼と全く同じ考えというわけではないが、もしもこの裁判がこのままの形で決まっ
てしまうなら、もはや、私も同様に考えざるをえない」という上申書まで書かれているんです。そ
れぐらい怒っているわけです。でも、結論は動かなくて、弁護団は、今、第二次再審請求を準備し
ているというわけです。

実際、僕は、日本では冤罪はかなりあると思っていますし、刑事裁判官がどうして推定有罪の構
えを捨てられないのか、本当に疑問に思います。

裁判官とどう向き合うべきか

瀬木 ここで一つお話ししておきたいのは、『ニッポンの裁判』の最後の章でかなり強調したこと
ですけど、現在の制度の下で、比較的良心的な裁判官たちによい裁判をしてもらうには、裁判官も

人間だということをやちゃんと認めた上で、市民・国民が、よい裁判をした裁判官をサポートするよ
うにしてゆかなければならないということです。そうでないと、今のキャリアシステムで、よい裁
判を期待することは難しいのではないかと。

清水 制度が簡単に変わらない以上、国民のサポートは重要ですね。

瀬木 良心的な裁判官というのは、すでにお話ししたとおり、一生懸命孤塁を守っているような状
況で、これは、本当にゆうづな状況です。僕自身、学者になってから、今までと全然違うと思
うのは、批判されることもありますが、それは匿名とか、そうでなくても感情的なもの、あるいは
半分中傷みたいなものが多いわけです。それよりも、理解したり、支持したり、それを土台にし
て自分の議論を組み立てたりというようなことを良心的なジャーナリストを含め多くの人がして
れて、ネットワークも広がって、その意味では、孤立してはいないわけです。こういうふうには清
水さんとも対談している。そこで理解し合えるし、議論もできるわけです。でも、裁判官時代には、
本当に孤立していた、一人だけで。もちろん、学者も本を書くことも本質的に孤独な仕事ではあり
ますが、それでも、外部につながることはできる。裁判官の孤独は、外部から切り離された世界で
の孤独であり、それこそ、収容所の収容者の孤独に近いんです。少なくとも、良心的な裁判官は多
かれ少なかれそんな状況にあるんだということを、よくわかって、それをバックアップしてあげな
いとね。

清水 まず裁判官の世界をもっと知る必要があります。みんな知らないんですよ。こういう話は、
わからないから孤立してしまう。

瀬木 たとえば福井地裁で、大飯原発差止め判決（二〇一四年〔平成二六年〕五月二日）を出した樋

口英明裁判長が名古屋家裁に異動させられた（その直後の二〇一五年〔平成二十七年〕四月一日日に職務代行の形で高浜原発差止め仮処分も出しています）ときに、「この異動はおかしいではないか？」と報道して問題提起しないといけないですよ。樋口裁判長の裁判をいいと思うかどうかにかかわらず、そういう重大な裁判について自分なりの判断をきちんと出した人なんですから、その後の処遇がおかしくないかということは、立場やイデオロギーのいかんにかかわらず、みんな共通にいいはずのことなんです。

清水 そこがまたベールに包まれていて裁判所が何をしているかわからない。だから、いやこれは別に特別な異動ではありませんよ、という雰囲気です。語られればだまされてしまいます。しかも誰も語りません（笑）。要するに根拠がわからないんです。

瀬木 これは、さすがに欧米なら大きな非難の声が上がりますよ。それに日本でも、少なくとも僕が二冊の新書を書いた後であれば、そんなことは、ジャーナリストを含め、気が付いている人はいっぱいいると思うんです。現に、朝日新聞の大鹿靖明記者は、ノンフィクションの書物も書き続けていて、朝日ではやや異色の記者かもしれませんが、彼がウェブの記事にもしていますから。僕も取材を受けています。

清水 でも、もし樋口裁判官が記者会見を開いて、「私は不当に異動させられたんだ」と言ったとしますよね。それが記事になるかという、これはほとんどならないと思います。

瀬木 それでもならないわけですか。なぜですか？

清水 なぜかという、その内容を最高裁判所などに記者が当てに行く、すると相手が否定するからです。裏付け取材は大事ですが、あまりに恐ろしい話を聞いた場合はそのまま書くことがこわく

なり、反対当事者に聞いてしまう。その相手の権力の方が強ければ、そちらの勝ちになるという不思議な構造です。

瀬木 ええっ！ そうなんですか？

清水 ありえない仮定ですが、もし最高裁が、非常によくない異動をしてみました、申し訳ございませんと謝った場合はちゃんと記事になりますよ。

瀬木 でも、それって認めるわけがないわけですよ（笑）。そんなこと、ニューヨーク・タイムズだって、ル・モンドだって、ガーディアンだって、おおよそ認めさせられるわけがない。そんなの、猫に、「あなたはさつきのお皿に私が置いたサシミを食べましたか？ ほかに誰も該当者がいないようですが、認めますか？」って問うことと同じで、ナンセンスですよ（笑）。

清水 そうなんです。ですから記事にならないんです。

瀬木 でも、少なくとも、欧米のメディアだったら、確実な事実を書き、そこから成り立つ推論をして批判しますよ。保守系のメディアだって、おかしいと考えればやるでしょう。

だつたら、ジャーナリズムの役割はどうなるのでしょうか。まさにそこを記事にするのがジャーナリズムなのでは？

清水 そうですね。先ほどから裁判官は神に近い存在と言っていますが、ジャーナリストが神とは全然思いません。ですがやはり自分の判断できちんと頭で考えて、記者の責任において疑問を呈していくべきで、こんなことが起きているけど皆さん御存知ですか、とやるのが記者の本来の仕事です。ところがまるで伝書鳩のように、当局や警察が認めたから、発表したから記事にするということとはかりです。

足利事件の冤罪だって最初はどこの報道機関も一切やらなかったですよ。そもそも、当時はほとんどの社が冤罪報道なんてやらなかった。ところがDNA型鑑定が不一致になったとか、菅家さんを釈放したというあたりから大騒ぎになるわけです。

瀬木 いや、それは全くそのとおりで、袴田事件では、再審請求を認めたから、一面で報道する。ところが、やはり同じように争われている、冤罪の可能性が高い事件でも、却下されると、一つも報道がない。僕からみると、ここに日本の報道の問題があつて、そこを記者に質問すると、「それはこういうことなんですよ」みたいな説明があるけど、よく理解できなかったんです。不思議な日本的レトリックというか、センテンスにはなっているけど、意味が取れない。でも、今の清水さんの明快な説明を聞いて、要するに「権力が認めたときだけ報道する」というふうになっているなら、それは、そうなるのが当然ですよ。

清水 この根幹に記者クラブ制度があるんです。そこで仕事をしている人たちは、より強固な権力に聞きに行つて、否定されると終わるんです。だから飯塚事件もまったく同じで、弁護団がいかにおかしいかと記者会見をする。取材する司法記者は、会見後には検察に当てに行くんです。検察は、そんなことあるわけないでしょ、とか、われわれは絶対の自信を持って起訴したんだ、などと答えるわけです。だから記事にはならない。その圧倒的なバランスの悪さの中に日本の記者はいる。

瀬木 それは、ジャーナリズムの中立性ということに反するのでは……？

清水 元々記者クラブは中立になっていないんです。飯塚事件が起きました。そして久間さんという人が逮捕される。その前後に犯人視報道を延々とやっただけです。そして有罪判決、死刑確定まで報じた。ところがその後状況が大きく変わった。DNA型鑑定がおかしいんじゃないか。本人は否

認しているじゃないか。弁護団が動き出して、再審請求が始まった。大きく状況が変わったのにそれはまず報じない。実際にDNA型鑑定が証拠から排除されたのは裁判所の見解。するとようやく少しだけ記事にする。ほら、中立じゃない。

瀬木 それじゃあ、日本の行政訴訟でいわれる「中東の笛」(ハンドボールの世界で審判がことさらに中東諸国に有利な判定を行う傾向があるように、行政訴訟も行政が有利であること。『ニッポンの裁判』第5章)をジャーナリズムもやっていることになりませんか。要するに、笛は権力のほうを向いて吹かれる。

清水 そうなんです。死刑執行後の状況は大きく変わった。それなのに、弁護団が再審請求をしているという事実すらほとんど報じないなら、ジャーナリズムは公平、公正ではないんです。権力の方を向いてしまっている。そこには逮捕前後にやってしまった犯人視報道の間違いを認めなければならぬことへの恐れもあるでしょう。

瀬木 僕も、大学に移ってマスメディアへの幻想もあらかたさめた気がしていたけど、今の話を聞くと、すごくがっかりしますね。裁判所という権力の側でそういうことにすごくがっかりしてきた僕ですが、ジャーナリズムについても……。

裁判官をやめる前はまだかなりの幻想をもっていたんです。ちゃんとやってくれているのではないかと。やめてから、いろいろ話をしたり、取材を受けたりしてみると、「うーん、どうなの」ということになって、清水さんなど多数のジャーナリストの本も読み、話して、「ああ、こういうことか」とだんだんわかってきて。でも、今日、ずばりそういうことを正面から言われると、本當にがっかりします。

清水 すみません(笑)。

瀨木 僕の本を読んだ人たちが司法についてがっかりしたのと同じような意味で、僕も、日本のジャーナリズムのあり方について、特にマスメディアですけど、本当にながかりしてしまったな。相互にがっかりの多い対談ですね(笑)。

清水 私はずっとそういう世界をみてきています。だからこそジャーナリズムはこれではいけないのではないかと、ということも含めた報道をやってきているんですけども、なかなか変わらないという状況です。

瀨木 権力機構が発表したとおりに報道するんだったら、何のためにジャーナリズムがあるのか。それは、国家機関がそのまま発表したのと同じですよ。いわゆる「発表報道」ですよ。機能からいえば、一種の「官報」。

清水 そうなんです。「報道」ではなくて「官報」であり、「広報」なんです。発表を情報として取材するのはいいでしょう。でも、そこから先、自力で別の取材をして、自分自身が事実だと確信したものの、事実に近いだろうと判断したものを伝えるのが報道。そうじゃなかったら、垂れ流しですよ。こういうことが結果的に司法当局と一緒にあって、幾多の冤罪を生み出していく。

瀨木 全くそのとおりです。僕が思うのは、冤罪についても、無罪になるか冤罪の疑いが濃い国策捜査についてもそうですが、その報道を行った記者たちにも、罪はあると思います。

清水 本当です。だから状況が変わったならばどんどん伝えなければいけないんです。足利事件では、日本テレビは冤罪ではないのかという報道を孤立して一年半やっただけです。だから菅家さんが釈放されたり、無罪判決が出た時も、特段の訂正放送や謝罪はしていません。しかし他社、特に新

聞は自社記事の検証やお詫びをせざるをえなくなりました。それはそれまで大きく変わっていた状況を無視して、発表がないからと放置したためです。

瀨木 神の目から見れば、冤罪に加担しているともみざるをえないのではないかと。責任ある報道機関が、自主的な検証をしないで発表をそのまま流してはいけません。

清水 その通りです。ただここで難しいのは、容疑者が逮捕されたり連行されたりしますよね。その報道についても、まだ容疑者でしかないのだからやめろ、という意見もあつたりするんです。でも、私はそうは思わない。なぜかといえば、報道しなければ、国家権力が一人を逮捕、拘束するということを隠すことにつながるからです。逮捕事実をきちんと伝えないと、権力はそこにつけ込んでいろいろやりだすでしょう。

瀨木 そうですね。それはそうです。

清水 中国などは、まさにそうやっているわけですよ。ある日突然人が消えたとか。もちろん犯人視報道するのは危険なだけども、警察が裁判所の令状を取って逮捕しましたというのはいくらも事実。これを報じることは意味があると思っています。そして一方で、この人は犯人であると確定されたわけではない、ということもきちんと伝えなければいけないんですよ。

瀨木 でも、日本では、やはり、推定有罪の警察目線の報道が多いですよ。『それでもボクはやってない』(周防正行監督、二〇〇七年)という映画を見て、僕が、「ああ、そうだよ」と思ったのは、最初からもう犯人扱いなんです。日本では代用監獄でも最初から犯人扱いで、被疑者といいたがら、ほとんど犯人みたいな処遇を受けているということを、あの映画は、きちんと映してしましたね。

清水 そこがやはり九九・九%有罪という前提のもとに進んでいくことの弊害ですね。

瀬木 かつ、発表報道もそれを助長している。それこそ、国策捜査なんかだと、もう最初から決まてかかっていて、最後にそれが間違っていたということになっても、「いや、それでもやはり問題があったんじゃないか」と、まだやったりする。「政治家としては問題だ」とか、論理をすり替えてしまうんですよ。小沢一郎氏が無罪になった陸山会事件（二〇〇四～七年）でも、もう事件としてはダメだったということがわかってからも、新聞が、「いやいや、やはりあの人は問題があった。政治家として問題だ」と。

政治家として問題だということと、その事実について有罪かどうかとは全く違うことでしょう。信じられない報道です。もしもアリスがそういう記事を読んだら、「ここもきつと不思議の国なのね？」って思うんじゃないでしょうか（笑）。

清水 あと、与野党がねじれ構造になっているのが問題かのように報じたりしてましたね。結果的に与党圧勝になって何が起きたかといったら、なんだかきな臭くなるばかり。あの頃は本当にねじれが悪いかのようにやっていましたからね。あのコントロールされたような報道というのはどこから来ているのか。本当に後進国だと思います。

瀬木 それこそ山本七平の書いている「空気の支配」そのもので、あるいは旧日本の帝国陸軍と一緒に、そのときの空気には誰もさからえない。

清水 そうそう。それにさからわないでいると、あつという間です。

瀬木 そして、無責任構造のまま動いていって、後になってみると、「いや、みんな空気のせいだった」、あるいは、「一億総懺悔で忘れましょ」ということになるわけです。

司法ジャーナリズムは機能しているか

清水 今、ジャーナリズムの話が出たので、ここでジャーナリズムと司法の関係についてうかがわせて下さい。まず、裁判官に対してジャーナリストの個別の接触というのはあるのでしょうか。

瀬木 普通は全くありません。そういう意味では、日本の裁判官は、過度に守られています。たとえば大きな事件の判決をしても、インタビュースラ受けません。アメリカだったら当然インタビュウを受けなければならないですけど、日本では、裁判官は隔離され、かつ保護されている。「裁判官は弁明せず」というような言葉もあります。言い方を変えれば、狭い世界で飼いらされているというのが日本の裁判官のあり方です。

清水 司法記者たちも、裁判官の取材はできないと頭から決め付けている感じがします。しかし公の場で人を裁くわけですし、顔も名前も出るのに、コメントは出せないっていうのも変な話ですね。

瀬木 アメリカやヨーロッパだったらごく当たり前のことです。コメントは出せないっていうのも変な話ですね。新聞等の報道でも一応裁判官の名前は出ますが、その後、深く掘り下げて、その裁判官に尋ねたり、裁判の批判・分析を行ったりすることはまずないので、結局、日本では、「裁判官がどんな裁判をしても、世間からどうこういわれることはない」というふうになってしまっている。完全に無色の取扱いで、取材は全くないわけですからね。これは一つの大きな問題です。

清水 裁判官が守られているということでしょうね。まあ結局はその先の組織を守っているんですよ。